（証券コード　6035）
平成29年６月６日

株　主　各　位

東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
株式会社アイ・アールジャパンホールディングス
代表取締役社長・CEO　　寺　下　史　郎

第３期定時株主総会招集ご通知

謹啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第３期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成29年６月23日（金曜日）午後５時00分（当社営業時間終了の時）までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

［郵送による議決権の行使の場合］

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

［電磁的方法（インターネット）による議決権の行使の場合］

同封の議決権行使書用紙に記載の当社の指定する議決権行使ウェブサイト(https://www.net-vote.com/)にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。（詳細は、３頁をご参照ください。）

謹白

記

1. **日　　時**　　平成29年６月26日（月曜日）午前10時
2. **場　　所**　　東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
霞が関ビルディング26階　当社本店会議室

3. 目的事項

報告事項

１．第３期(平成28年４月１日から平成29年３月31日まで)事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第３期(平成28年４月１日から平成29年３月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第４号議案　取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

第５号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 議決権の行使に関する事項

(1) 議決権行使書の郵送による議決権行使において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

(2) 書面により複数回、議決権を行使された場合は、当社へ後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(3) 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(4) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以　上

1.当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

2.次の事項につきましては、法令ならびに当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.irjapan.jp/) に掲載させていただきますので、本添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告書を、監査等委員会が監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部でございます。

①連結計算書類のうち連結注記表

②計算書類のうち個別注記表

3.事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.irjapan.jp/) に修正後の内容を掲載させていただきます。

4.当社は、㈱ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて】

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

1 インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、スマートフォン、タブレットを用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。(ただし、一部のインターネット閲覧ソフト、スマートフォン、タブレットの一部機種ではご利用いただけない場合もございます。)

【議決権行使ウェブサイトＵＲＬ】 https://www.net-vote.com/

2 インターネットによる議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインＩＤ」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。

3 インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせにつきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株式会社アイ･アール ジャパン　証券代行業務部

【専用ダイヤル】0120-975-960

【受付時間】午前９時～午後５時(土・日・祝祭日を除く)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、健全な事業活動を行う上で必要な内部留保を確保し、財務の健全性を維持しつつ、株主の皆様に対しましては、業績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。

この方針の下、期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

①　配当財産の種類
　　金銭

②　配当財産の割当に関する事項およびその総額
　　当社普通株式１株につき25円00銭
　　配当総額　222,283,075円

③　剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成29年６月27日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）２名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役２名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	 寺下史郎（てらしたしろう） （昭和34年１月５日生）	昭和57年11月　株式会社エイ・アイ・エイ（現ジー・アイアール・コーポレーション株式会社）入社 平成９年10月　株式会社アイ・アール ジャパン（旧株式会社アイ・アール ジャパン）入社 平成13年１月　同社執行役員 平成16年９月　経済産業省「企業価値研究会」委員（現任） 平成18年６月　株式会社アイ・アール ジャパン（旧株式会社アイ・アール ジャパン）取締役専務執行役員 平成19年４月　同社取締役副社長 平成19年10月　株式会社アイ・アール ジャパンホールディングス（現株式会社アイ・アール ジャパン）代表取締役社長 平成19年12月　株式会社アイ・アール ジャパン（旧株式会社アイ・アール ジャパン）代表取締役社長 平成20年４月　株式会社アイ・アール ジャパン代表取締役社長・CEO（現任） 平成24年３月　経済産業省「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」委員（現任） 平成25年７月　株式会社アイ・アール ジャパンストックソリューション本部長 平成27年２月　当社代表取締役社長・CEO（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社アイ・アール ジャパン代表取締役社長・CEO 経済産業省「企業価値研究会」委員 経済産業省「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」委員	4,884,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	 栗尾拓滋（くりおたくじ） （昭和41年６月17日生）	平成２年４月　野村證券株式会社入社 平成22年４月　同社大阪企業金融二部マネージング・ディレクター 平成24年７月　同社企業金融三部マネージング・ディレクター 平成25年４月　株式会社アイ・アール ジャパン入社　マネージング・ディレクター 平成25年６月　同社代表取締役副社長・COO（現任） 平成25年11月　同社投資銀行本部長 平成27年２月　当社代表取締役副社長・COO（現任） 平成29年１月　当社経営統括本部管掌・本部長(現任) 平成29年１月　株式会社アイ・アール ジャパン業務推進本部、管理本部管掌（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社アイ・アール ジャパン代表取締役副社長・COO	2,500株

（注）１．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．寺下史郎氏は、会社法第２条第４号の２に定める親会社等であります。
３．寺下史郎氏を取締役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社グループの代表取締役社長・CEOとして経済界、法曹界のみならず経済産業省における研究会においてもその存在価値を示す等積極的な交流を行っており、当社の様々な部門に精通する等当社の取締役に相応しい経験と能力を十分に兼ね備えていると判断したためであります。
４．栗尾拓滋氏を取締役候補者とした理由は、証券業界において蓄積した深い経験と知識を生かし、当社グループの代表取締役副社長・COOとして現在は子会社において業務推進本部、管理本部管掌を務める等当社の様々な部門に精通し当社の取締役に相応しい経験と能力を十分に兼ね備えていると判断したためであります。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役２名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、監査等委員である取締役木村紘一郎氏は平成29年５月26日、逝去により退任いたしました。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	 富松圭介（とみまつけいすけ） （昭和49年５月２日生）	平成９年４月　SBCウォーバーグ証券（現UBS証券株式会社）入社 平成13年12月　UBSウォーバーグ証券（現UBS証券株式会社）入社 平成15年３月　同社ディレクター 平成18年３月　同社株式本部金融商品部長エグゼクティブ・ディレクター 平成20年８月　クレディ・スイス証券株式会社株式本部マネージング・ディレクター 平成21年11月　モルガン・スタンレー証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）株式本部エグゼクティブ・ディレクター 平成25年６月　武蔵精密工業株式会社社外監査役 平成26年２月　株式会社アイ・アール ジャパン入社　マネージング・ディレクター 平成26年６月　同社取締役 平成27年２月　当社取締役 平成27年６月　武蔵精密工業株式会社社外取締役（監査等委員）（現任） 平成27年６月　当社取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 武蔵精密工業株式会社社外取締役（監査等委員）	131,700株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	 家森 信善（やもり のぶよし） （昭和38年８月13日生）	平成16年２月　名古屋大学（現国立大学法人名古屋大学）大学院経済学研究科教授 平成22年９月　金融庁「金融機能強化審査会」委員（現任） 平成23年１月　金融庁「金融審議会」委員（現任） 平成24年６月　株式会社アイ・アール ジャパン社外監査役 平成26年４月　国立大学法人名古屋大学大学院経済学研究科客員教授（現任） 平成26年４月　国立大学法人神戸大学経済経営研究所教授（現任） 平成27年２月　当社社外監査役 平成27年６月　当社社外取締役（監査等委員）（現任） 平成28年４月　国立大学法人神戸大学システムイノベーションセンター副センター長（現任） 平成28年４月　国立大学法人神戸大学経済経営研究所副所長（現任） （重要な兼職の状況） 金融庁「金融機能強化審査会」委員 金融庁「金融審議会」委員 国立大学法人名古屋大学大学院経済学研究科客員教授 国立大学法人神戸大学経済経営研究所教授	０株
3	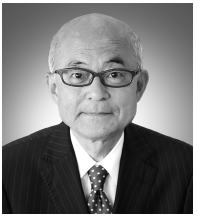 ＊大西 一史（おおにし かずふみ） （昭和23年８月16日生）	昭和47年４月　株式会社電通入社 平成４年４月　同社ラジオ局ラジオ２部長 平成10年１月　同社総務局文書部長 平成14年６月　同社総務局長 平成16年６月　株式会社電通ファシリティマネジメント（現　株式会社電通ワークス）代表取締役社長 平成27年６月　株式会社アイ・アール ジャパン社外取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社アイ・アール ジャパン社外取締役（監査等委員）	1,000株

（注）１．＊は、新任取締役候補者であります。
２．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3．当社は、家森信善氏との間で会社法第423条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第１項の最低責任限度額としております。家森信善氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。
4．当社は、大西一史氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第423条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第１項の最低責任限度額としております。
5．家森信善氏は社外取締役候補者であります。なお当社は、家森信善氏を東京証券取引所の定めに基づく一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6．大西一史氏は社外取締役候補者であります。なお当社は、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
7．富松圭介氏を取締役候補者とした理由は、人格、識見とも優れ、高い倫理感を有しているほか、証券業界において蓄積した豊富な経験と幅広い見識を生かし、経営者の視点から当社の経営に対し厳格な監視監督を行っていただくとともに、重要な経営判断や想定されるリスク対応に関する意思決定等全般にわたって助言、提言をいただくのに適任であると判断したためであります。
8．家森信善氏を社外取締役候補者とした理由は、人格、識見とも優れ、高い倫理観を有しているほか、金融論、コーポレート・ガバナンス等の専門家であることから、当社の経営に対し厳格な監視監督を行っていただくとともに、重要な経営判断や想定されるリスク対応に関する意思決定等全般にわたって助言、提言をいただくのに適任であると判断したためであります。なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
9．大西一史氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が人格、識見とも優れ、高い倫理観を有しているほか、大手広告代理店子会社における経営者としての豊富な実績と経験を有していることから、当社の経営に対し厳格な監視監督を行っていただくとともに、重要な経営判断や想定されるリスク対応に関する意思決定等全般にわたって助言、提言をいただくのに適任であると判断したためであります。
10．家森信善氏は、現在当社の社外取締役（監査等委員）でありますが、社外取締役（監査等委員）としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
11．家森信善氏は、過去５年間において、当社の子会社である株式会社アイ・アール ジャパンの監査役であり、大西一史氏は、過去５年間において、当社の子会社である株式会社アイ・アール ジャパンの監査等委員である取締役であります。
12．家森信善氏および大西一史氏は、過去５年間において他の会社の役員在任中に不当な業務執行が行われた事実並びにその事実の発生の予防のために行った行為および発生後の対応について、該当事項はありません。

第４号議案　取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、取締役の報酬制度改定の一環として、より一層当社の業績・成果を反映した役員報酬とするため、取締役の退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを取締役会で決議いたしました。これに伴い、当社で定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を打切り支給いたしたいと存じます。

なお、支給の時期は各氏の退任時とし、その具体的な金額および支給の方法等は、取締役寺下史郎氏および栗尾拓滋氏については取締役会に、監査等委員である取締役

富松圭介氏については取締役在任期間分は取締役会に、監査等委員である取締役在任期間分は監査等委員である取締役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
寺下（てらした）　史郎（しろう）	平成27年２月　当社代表取締役社長・CEO（現任）
栗尾（くりお）　拓滋（たくじ）	平成27年２月　当社代表取締役副社長・COO（現任）
富松（とみまつ）　圭介（けいすけ）	平成27年２月　当社取締役 平成27年６月　当社取締役（監査等委員）（現任）

第５号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、平成27年６月24日開催の第１期定時株主総会において、年額を150百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とのご承認をいただいておりますが、今般、監査等委員でない取締役（以下「対象取締役」といいます。）に、当社グループの企業価値向上のためのインセンティブを付与するとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内といたします。また、対象取締役への具体的な配分につきましては、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会の審議を経たうえで、取締役会において決定することといたします。

なお、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は２名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生じる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総額は年額５万株以内といたします（ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合、株式の分割、株式無償割当て等によって増減した場合、当該上限および対象取締役に対する交付株式数は、その比率に応じて合理的に調整されます。）。その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）等、当社の普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当

社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

（１）対象取締役は、６か月から１年間までの間で当社の取締役会が定める一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定、担保権設定の予約、その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」といいます。）。

（２）対象取締役が譲渡制限期間が満了する前に当社または当社の子会社の取締役を退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）上記（１）の定めにかかわらず、当社は対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社または当社の子会社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、上記（２）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（２）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（４）当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（３）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）上記（１）の定めにかかわらず、譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

（６）上記（５）に規定する場合においては、当社は、上記（５）の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（ご参考）

当社は、第５号議案が原案どおり承認されることを条件に、当社の完全子会社である株式会社アイ・アール ジャパンの取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以　上

（添 付 書 類）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

区　　分	当連結会計年度 （平成29年３月期）		前連結会計年度 （平成28年３月期）	
	金額 （百万円）	前期増減率 （％）	金額 （百万円）	前期増減率 （％）
売　上　高	3,836	10.6	3,469	8.1
営　業　利　益	1,009	29.4	780	42.0
経　常　利　益	1,008	29.4	779	41.4
親会社株主に帰属する当期純利益	694	56.1	445	21.8

当社グループの当連結会計年度（平成28年４月１日～平成29年３月31日）は、企業のコーポレートガバナンス・コード対応ならびに企業再編、企業支配権（議決権）に関わるコンサルティング・ニーズの高まりを受け、当社グループの主力業務であるSRコンサルティングの売上が伸長するとともに、投資銀行業務が本格的な稼働を開始した結果、売上高は前期に比べ10.6%の増加となりました。利益面においては、SRコンサルティングにおける付加価値の向上と効率性の追求を行ったことに加え、収益性の高い投資銀行案件が増加したことから、営業利益は前期を29.4%、経常利益は29.4%上回る増益となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、特別利益として役員退職慰労引当金戻入額96百万円、特別損失として貸倒引当金繰入額等80百万円の計上があり、前期を56.1%上回る694百万円となりました。

当社グループの事業領域は「IR・SR活動に専門特化したコンサルティング業」であり、単一セグメントであります。サービス別に売上高の概要を示すと次のとおりであります。

サービス別	当連結会計年度（平成29年３月期）			前連結会計年度（平成28年３月期）	
	売上高（百万円）	構成比（%）	増減率（%）	売上高（百万円）	増減率（%）
IR・SRコンサルティング	3,043	79.3	14.2	2,665	11.4
ディスクロージャーコンサルティング	556	14.5	△2.5	571	△1.3
データベース・その他	236	6.2	1.7	232	△2.6
合計	3,836	100.0	10.6	3,469	8.1

①IR・SRコンサルティング

実質株主判明調査、議決権事前賛否シミュレーション、プロキシー・アドバイザリー（株主総会における総合的な戦略立案）、投資銀行業務、証券代行事業等を中心とする当社グループの中核的サービスです。

当連結会計年度のIR・SRコンサルティングの売上高は、前期と比較し14.2%の増加となりました。IR・SRコンサルティングにおける事業環境は、上場企業におけるコーポレートガバナンス・コードの対応が一巡し、初年度の課題の改善や、より深化した対応を検討する企業が増加いたしました。また国内アクティビストの活発化に加えて海外アクティビストも日本での活動を本格的に開始し、実質株主判明調査の頻度増加によるリスク把握や、株主総会に向けて議案の賛否シミュレーションを事前に実施する企業が増加いたしました。さらに、コーポレートガバナンス・コード対応において最も企業が関心を寄せる取締役会の実効性評価、株式を活用した役員報酬制度（Restricted Stock、Performance Share）をテーマに開催したセミナーは満席のお申し込みをいただいたほか、急速にニーズが高まっている独立社外役員候補者の紹介サービスの一環で検索サイト「ID（Independent Director）- Search」を開設した結果、多くの反響を得ております。高い専門性を有する当社グループの独自のコンサルティング・メニューは既存のお客様および新規のお客様ともに引き合いが高まりました。

投資銀行業務は当連結会計年度より組織・業容ともに拡大し、注力しているM&Aアドバイザリー業務も複数成約に至るなど、着実に実績を積み上げてまいりました。当社グループの投資銀行業務が徐々に認知されたことで既存のお客様や弁護士事務所、大手金融機関からのご相談や案件紹介が増加するなど、当社グループならではの案件のパイプラインも拡充しつつあります。従来のプロキシー・アドバイザー（PA）業務も引き続き圧倒的な実績に基づく信頼のもと多くの相談があるなか、委任

状闘争に持ち込まずに水面下で解決を図るなど、提供するソリューションも多岐にわたっております。今後ますます外部環境が大きく変化するなか、当社グループの投資銀行業務のプレゼンスを高めてまいります。

証券代行事業においては、受託決定済み企業は平成29年５月15日時点で46社、管理株主数は252,314名となりました（前年同期の受託決定済み企業は40社、管理株主数は197,453名）。当社グループの証券代行事業の強みが生きる株主数の変動が大きい成長企業に集中したアプローチを行い、当社グループの機動力を訴求することで、着実に受託件数が増加しております。また、圧倒的な実績を有する当社グループの委任状争奪戦、株主総会での議決権の定足数ならびに賛成票確保といったIR・SRコンサルティングとのシナジーも着実に現れており、今後一層、当社グループならではの強みを活かし証券代行事業の拡大を目指してまいります。証券代行業務におけるリスク管理においては、継続した強化を徹底してまいります。

②ディスクロージャーコンサルティング

ツールコンサルティング（アニュアルレポート・統合報告書・株主通信等、IR活動において必要とする各種情報開示資料の企画・作成支援）およびリーガルドキュメンテーションサービス（企業再編やM&A時における各種英文開示書類の作成や和文資料の英訳等）を提供するサービスです。

当連結会計年度のディスクロージャーコンサルティングの売上高は、前期と比較し2.5%の減少となりましたが、引き続き収益性の高い案件を厳格に選別することで、収益率は安定的に推移しております。

③データベース・その他

大量保有報告書や国内・海外公募投信における株式の組み入れ状況等を提供するIR活動総合サポートシステム「IR-Pro」、IR説明会への参加受付や参加者の管理等を上場企業が一括実施することが可能な「アナリストネットワーク」等をWEB上で提供するサービスです。また、個人株主向けアンケートサービス「株主ひろば」を展開しております。

当連結会計年度のデータベース・その他の売上高は、前期と比較し1.7%増加いたしました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資等の実績は148百万円であり、この主なものは次のとおりであります。

設備投資の内容	投資金額（百万円）
株主データベースに関するシステム構築	133

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは「お客様（株式公開企業、投資家、市場関係者）の公正な資本競争力の向上とグローバルな資本経済の発展に貢献する」という企業使命のもと、全社一丸、邁進してまいります。今後の事業展開においては、関連法制の改正や上場企業におけるIR・SR活動の一層の普及・浸透等に伴う、当社グループ事業に対する社会的ニーズの拡大が見込まれます。当社グループでは、このようなニーズに対応するべく、強固な事業基盤の構築を進めております。とりわけ以下の４点については、重要課題として取り組んでおります。

①SRコンサルティングの普及

顧客である上場企業のSRへのニーズは、より高度化かつ多様化しながら大きく増加しております。海外機関投資家保有比率の増加に加え、日本版スチュワードシップ・コードやコーポレートガバナンス・コード導入の動きにより、地方企業や時価総額の比較的小さい企業においても、SRコンサルティングの必要性が増しております。またSR部を創設したり、SR訪問を行う企業も増加しており、SRコンサルティング業務は、当社グループ独自のノウハウが結集されたコア業務として益々拡大することが予想されます。また、コーポレートガバナンス・コードに対応した取締役会の実効性評価や、役員報酬コンサルティング、独立社外役員の紹介サービスについても、機関投資家のニーズを熟知している当社グループの強みを活かし、コンサルタントによる提案営業を強化拡充することで、SRコンサルティングの普及を一層目指します。

②投資銀行業務の拡大

当社グループは日本初のコミットメント型ライツ・オファリングを実施した企業（トムソンロイター社のDEALWATCH AWARDSにおいて「Innovative Equity Deal of the Year」を受賞）として、欧州市場において主要な資本調達手法であるライツ・オファリングに関するアドバイザリー業務やインフォメーションエージェントサービス等の新しいビジネスを開始いたしました。また証券代行の提案を契機に上場企業のCEO、CFOなどから当社グループに対して資本市場のイノベーターとして、金融機関と一線を画した発行体目線の全く新しいファイナンスの支援を期待する声が高まってきたことを受け、平成26年１月に投資銀行部を発足させ、ライツ・オファリング関連業務やM&A、経営統合、完全子会社化等のフィナンシャル・アドバイザリー業務の提供を行っております。さらに、経験豊富な人材を採用するなど組織体制を強化しており、今後は500社を超える上場企業中心の顧客基盤に基づいて、当社グループの経営資源・ノウハウを複合的に活用することで投資銀行業務のさらなる拡大を図ってまいります。

③証券代行事業をより効率的に推進

当社グループは平成24年４月より証券代行事業を開始いたしました。上場企業の株主名簿管理人を受託する証券代行事業は当社グループのサービスの根幹であるSR事業の起点となるサービスです。当社グループがSRコンサルティングサービスを提供するにつれ、既存のお客様から、株主名簿確定等を含めたサービスの提供を望む声が高まってきたことが参入の背景です。外国人株主が圧倒的なプレゼンスを示し、かつアクティビスト等による敵対的株主提案が増加傾向を示すなか、証券代行機関の役割が大きく変化しつつあります。いままでのシンプルな株主の管理業務から、グローバルな株主を視野に入れたより戦略的かつ効果的な株主への対応を要望する動きが出てきております。当社グループの証券代行事業は、価格競争力、情報の付加価値性、納品スピード、お客様のご要望に応える柔軟性、さらには自主独立した情報の入手・管理のコンプライアンス面において、独自の地位を築ける優位性があると確信しております。証券代行事業において40年振りの新規参入にも拘らず、受託実績数において早期に一定の規模に達したことは、意義あることと理解しております。更には早期に50社超の受託拡大に向け、かつ企業の多様な資本政策やファイナンスに対応した今までにないより付加価値の高い証券代行サービスを提供する実績を残すべく、SRコンサルティングと連動した証券代行業務をより効率的に推進してまいります。

④人的資源の拡充

今後の事業拡大のためには、既存の当社グループのサービスを提供するだけでなく、資本市場の発展に資する新規サービスを考案できる人材の確保が重要となります。このため法務、財務、会計、経営等の分野に専門性を有する人材を多方面から採用する必要があり、新卒・中途のいずれも積極的な採用活動を展開しております。

また、採用した人材の早期戦力化も課題であります。実務知識習得のための社内勉強会や、経営陣を講師とした各種研修プログラム、OJTによる実践的なプログラムを充実させることにより、採用した人材の早期戦力化に取り組んでまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区分	第１期 平成27年３月期	第２期 平成28年３月期	第３期 (当連結会計年度) 平成29年３月期
売上高（百万円）	3,209	3,469	3,836
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	365	445	694
１株当たり当期純利益（円）	39.40	47.98	77.73
総資産（百万円）	3,730	3,986	3,847
純資産（百万円）	2,853	3,095	3,190
１株当たり純資産額（円）	307.58	333.62	358.78

（注）当社は、平成27年２月２日に単独株式移転により設立されたため、第１期以前については記載しておりません。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

親会社等との間の取引に関する事項

当社の代表取締役社長である寺下史郎（当社の株式を54.92%保有）は、当社の親会社等に該当しております。当社は、平成28年５月16日付で、寺下史郎から自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）の方法により自己株式を300,694千円で取得しております（以下「本自己株式取得」といいます。）。

ア．取引にあたり当社の利益を害さないよう留意した事項

本自己株式取得にあたっては、①資本効率の向上、機動的な資本政策の遂行等を目的としたものであり、少数株主に対して不利益を与える目的・意図で行われるものでないこと、②利害関係を有する取締役を除いた取締役のみで本自己株式取得にかかる取締役会の審議および決議を実施することとしており、これにより取締役会の意思決定の公正性が担保され、利益相反を回避するための措置がとられていること、③自己株式取得の方法として東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）が利用され、他の株主にも売却の機会が平等に与えられていること等、当社および少数株主の利益を害さないように留意しております。

イ．当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、上記の取引条件を慎重に審議、検討したほか、その利益相反を回避するため本自己株式取得の相手方である寺下史郎は、自己株式の

取得にかかる取締役会を含め本自己株式取得に関する審議・検討手続には一切参加していないこと、また上記のとおり自己株式取得の方法として東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）が利用されていること等取引の公平性が確保されていることを確認し、本自己株式取得は、当社および少数株主の利益を害さないものと判断しております。

ウ．取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社アイ・アール ジャパン	795百万円	100.0%	IR・SRコンサルティング

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社アイ・アール ジャパン	東京都千代田区霞が関三丁目２番５号	2,037百万円	2,643百万円

(7) 主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

事　　業	内　　容
IR・SR活動に専門特化したコンサルティング業	IR・SRコンサルティング （投資銀行事業、証券代行事業含む） ディスクロージャーコンサルティング データベース・その他

(8) 主要な事業所（平成29年３月31日現在）

名　　称	所　在　地
本社	東京都千代田区霞が関三丁目２番５号

(9) 従業員の状況（平成29年３月31日現在）

①企業集団の従業員数

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
150名	0名(－)

（注）従業員数は就業人員であり、契約社員（フルタイム、パートタイムおよび休職者）を含んでおります。

②当社の従業員数

従 業 員 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
６名	１名(増)	41.7歳	7.5年

（注）１．従業員数は就業人員であり、契約社員を含んでおります。
２．平均勤続年数は、旧株式会社アイ・アール ジャパンにおける勤続年数を通算しております。

(10) 主要な借入先（平成29年３月31日現在）

株式会社三井住友銀行　　100百万円

2. 会社の株式に関する事項（平成29年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　35,000,000株
(2) 発行済株式の総数　9,277,555株（自己株式386,232株を含む）
(3) 株主数　2,298名
(4) 大株主（上位10名）

株　主　名	持株数（株）	持株比率（%）
寺下　史郎	4,884,000	54.92
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	255,500	2.87
株式会社四五コーポレーション	176,000	1.97
鈴木　智博	150,200	1.68
資産管理サービス信託銀行株式会社（年金信託口）	134,200	1.50
富松　圭介	131,700	1.48
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	116,046	1.30
アセットマネージメント株式会社	95,000	1.06
萩原　恒治	90,000	1.01
寺山　樹生	87,600	0.98

(注) 持株比率は自己株式(386,232株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成28年５月13日開催の取締役会において、会社法第459条第１項および当社定款の規定に基づき、自己株式を取得することおよび具体的な取得方法について決議し、自己株式の取得を平成28年５月16日に実施致しました。

この結果、当事業年度において自己株式が300,694千円増加し、当事業年度末において自己株式が300,881千円となっております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（平成29年３月31日現在）

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（平成29年３月31日現在）

氏　　名	地位	担当および重要な兼職の状況
寺　下　史　郎	代表取締役社長	CEO（最高経営責任者） 株式会社アイ･アール ジャパン代表取締役社長・CEO 経済産業省「企業価値研究会」委員 経済産業省「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」委員
栗　尾　拓　滋	代表取締役副社長	COO（最高執行責任者） 経営統括本部管掌・本部長 株式会社アイ・アール ジャパン代表取締役副社長・COO
富　松　圭　介	取締役（監査等委員）	武蔵精密工業株式会社社外取締役（監査等委員）
木　村　紘一郎	取締役（監査等委員）	
家　森　信　善	取締役（監査等委員）	金融庁「金融機能強化審査会」委員 金融庁「金融審議会」委員 国立大学法人名古屋大学大学院経済学研究科客員教授 国立大学法人神戸大学経済経営研究所教授

(注) 1．取締役（監査等委員）であります木村紘一郎氏および家森信善氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2．当社は内部統制システムを整備し、監査等委員会は、当該内部統制システムを活用してその職務を行うこととしております。監査等委員会は、監査等委員の全員が非常勤であっても、その職務を補助する事務局を通じて他の社内部署と連携すること等により職務を適切に行うことが出来る体制が整備されていることから常勤の監査等委員を選定しておりません。
3．取締役（監査等委員）であります木村紘一郎氏および家森信善氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4．取締役（監査等委員）であります木村紘一郎氏は、大手総合商社での財務担当としての経験ならびに鉄鋼総合商社の監査役としての経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社の社外取締役は、会社法第423条第１項の責任につき、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

役員の区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	ストック・オプション	賞与	退職慰労金	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	29,520 (−)	29,520 (−)	−	−	− (−)	2 (−)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	34,800 (16,800)	34,800 (16,800)	−	−	− (−)	3 (2)
合計	64,320	64,320	−	−	−	5

（注）1．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、平成27年６月24日開催の定時株主総会において年額150百万円以内と決議いただいております。
2．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成27年６月24日開催の定時株主総会において年額50百万円（うち社外取締役分は40百万円）以内と決議いただいております。

（参考）当事業年度に係る子会社における取締役の報酬等の額

役員の区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	ストック・オプション	賞与	退職慰労金	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	168,042 (−)	159,942 (−)	−	8,100	− (−)	4 (−)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	20,904 (15,903)	20,904 (15,903)	−	−	− (−)	4 (3)
合計	188,946	180,846	−	8,100	−	8

（注）1．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、子会社における平成27年６月24日開催の定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。
2．監査等委員である取締役の報酬限度額は、子会社における平成27年６月24日開催の定時株主総会において年額30百万円（うち社外取締役分は30百万円）以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役（監査等委員） 木 村 紘一郎

ア．重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

木村紘一郎氏は、逝去により退任するまで当期開催の取締役会18回のうち15回に出席し、また監査等委員会17回のうち15回に出席し、大手総合商社での財務担当および鉄鋼総合商社での監査役としての豊富な経験および実績から、財務および会計に関する事項等について必要かつ的確な助言、提言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、発言等を適宜行っております。

② 取締役（監査等委員） 家 森 信 善

ア．重要な兼職先と当社との関係

家森信善氏は、国立大学法人神戸大学経済経営研究所教授および国立大学法人名古屋大学大学院経済学研究科客員教授を兼職しております。なお、当社と国立大学法人神戸大学および国立大学法人名古屋大学との間には、特別な関係はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

家森信善氏は、当期開催の取締役会18回のうちすべて、また監査等委員会17回のうち16回に出席し、金融論、コーポレートガバナンス等の専門家としての見地から、金融およびコーポレートガバナンスに関する事項等について必要かつ的確な助言、提言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、発言等を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

なお、ＰｗＣあらた監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成28年７月１日付で、ＰｗＣあらた有限責任監査法人となりました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

4,070千円

② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

22,108千円

（注） 1 当社は、監査等委員会が日本監査役協会の公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

【業務の適正を確保するための体制】

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、取締役会において「取締役会規程」を制定し、この規程に定める基準に従って会社の重要な業務の執行を決定しております。

② 各取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、月１回の定例取締役会および必要に応じて開催される臨時取締役会において、職務の執行状況を報告すると共に、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行につき相互に監視監督を行っております。

③ 各監査等委員である取締役は、取締役会に出席したうえで必要に応じて意見を述べることにより、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行状況を監査しております。

④ 当社は、コンプライアンス体制の基礎として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が実践すべき行動の基準を定めた「グループコンプライアンス管理規程」を制定しており、その徹底を図っております。

⑤ 当社は、「グループコンプライアンス管理規程」に基づきグループコンプライアンスホットライン制度（内部通報システム）を構築し、法令および定款違反行為を未然に防止しております。また、係る制度においては、匿名での通報を認めると共に、通報者に対して不利益な取り扱いをしないことを保証しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」に基づき、以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料と共に、適切な方法、かつ、検索容易な状態で確実に保存および管理することとしております。

ア．株主総会議事録
イ．取締役会議事録
ウ．経営会議議事録
エ．稟議書
オ．契約書
カ．会計帳簿、計算書類
キ．事業報告
ク．税務署その他の行政機関、金融商品取引所に提出した書類の写し

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、抱えるリスクとして、以下に掲げるものを認識および把握したうえで、個々のリスクをコントロールするため、必要な体制を整えることとし

ております。
ア．信用リスク
イ．内部統制リスク
ウ．法令違反リスク
エ．情報漏洩リスク
オ．災害等のリスク
カ．その他事業継続に関するリスク

② 当社は、リスクコントロール体制の基礎として「グループリスク管理規程」を定め、個々のリスクに対応すべき管理責任者を選定しております。不測の事態が発生した場合は、損害およびリスクを最小限にするために、代表取締役社長をリスク管理統括責任者とする体制をとり迅速な対応を行います。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して大幅な権限委譲を行っており、会社運営上の迅速な意思決定および他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する監視監督を行っております。

② 当社は、取締役会を月１回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行っております。

③ 当社は、当社の取締役の職務の執行について、「稟議規程」、「業務分掌規程」および「職務権限規程」において執行の手続および責任の所在を明確にし、効率的な職務の執行を可能にしております。

④ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、その職務の執行状況について、適宜、取締役会に対して報告しております。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、コンプライアンス体制の基礎として、「グループコンプライアンス管理規程」を定めております。

② 当社は、「グループコンプライアンス管理規程」に基づきグループコンプライアンスホットライン制度（内部通報システム）を構築し、法令および定款違反行為を未然に防止すると共に、使用人が抱える各種の相談に対応しております。

③ 当社は、内部監査部門として、「グループ内部監査規程」に基づき、業務部門から独立したグループ内部監査室を置いております。

④ 当社は、情報セキュリティ基本方針および情報セキュリティ社内ルールを整備し、情報セキュリティの強化に努めております。

(6) 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための

体制

① 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「グループ会社管理規程」を制定し、グループ会社に関する諸手続および管理体制を定めております。グループ会社管理は経営企画室が担当し、子会社を含むグループ会社の重要事項に対する当社の機関の事前承認や報告を受けることにより、業務の適正を確保しております。

② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア．子会社は、抱えるリスクとして、以下に掲げるものを認識および把握したうえで、個々のリスクをコントロールするため、必要な体制を整えることとしております。

（ア）信用リスク
（イ）内部統制リスク
（ウ）法令違反リスク
（エ）情報漏洩リスク
（オ）災害等のリスク
（カ）その他事業継続に関するリスク

イ．子会社は、リスクコントロール体制の基礎として「リスク管理規程」を定め、個々のリスクに対応すべき管理責任者を選定しております。不測の事態が発生した場合は、損害およびリスクを最小限にするために、代表取締役社長をリスク管理統括責任者とする体制をとり迅速な対応を行います。また、当社グループに影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を行う仕組みとして、親会社たる当社の「グループ統括戦略会議規程」に基づき、グループ各社の社内取締役(監査等委員である取締役を除く。）を参加者とするグループ統括戦略会議を設け、審議することとしております。

③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア．子会社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して大幅な権限委譲を行い、会社運営上の迅速な意思決定を行っているほか、子会社においても当社グループから独立した社外取締役を監査等委員として選任し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する監視監督を行っております。

イ．子会社は、取締役会を月１回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行っております。

ウ．子会社は、子会社の取締役の職務の執行について、「稟議規程」、「業務分掌規程」および「職務権限規程」において執行の手続および責任の所在を明確にし、効率的な職務の執行を可能にしております。

エ．子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、その職務の執行

状況について、適宜、親会社たる当社の監査等委員である取締役がオブザーバーとして参加する子会社の取締役会に対して報告をしております。

④　子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア．子会社は、コンプライアンス体制の基礎として、「コンプライアンス管理規程」を定めております。

イ．子会社は、「コンプライアンス管理規程」に基づき、親会社たる当社と同程度のコンプライアンスホットライン制度（内部通報システム）を構築し、法令および定款違反行為を未然に防止すると共に、使用人が抱える各種の相談に対応しております。また、通報の事実および当該通報の内容についても、子会社の監査等委員である取締役だけでなく、親会社たる当社の監査等委員である取締役に対しても報告を行うこととしております。

ウ．子会社は、内部監査部門として、「内部監査規程」に基づき、業務部門から独立した内部監査室を置き、独立社外取締役等で構成される監査等委員会との情報共有に努めております。

エ．子会社は、情報セキュリティ基本方針および情報セキュリティ社内ルールを整備し、情報セキュリティの強化に努めております。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および監査等委員による取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①　監査等委員である取締役は、「監査等委員会規程」に基づき、その職務の執行を補助すべき使用人（以下「補助使用人」といいます。）を使用することができるとしております。

②　当社は、補助使用人が監査等委員である取締役の職務を補助するに際しては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人の指揮命令に従うことなく、専ら監査等委員である取締役の指揮命令に従うこととしております。

(8) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制および監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①　取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員である取締役に報告するものとし、注意喚起や再発

防止等必要に応じて、「コンプライアンス管理規程」に基づき、直ちにコンプライアンス委員会を招集し、コンプライアンス違反に対処するとしております。

② 当社は、「監査等委員会規程」に、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員である取締役に報告すべき事項および時期について定めており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査等委員である取締役に都度報告することとしております。また、監査等委員である取締役は、いつでも必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対して報告を求めることができることとしております。

③ 監査等委員である取締役は、当社グループの法令遵守体制に問題を認めたときは、取締役会において意見を述べると共に、改善策の策定を求めることができることとしております。

④ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、監査等委員である取締役が事業の報告を求めた場合または業務および財産の調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応することとしております。

⑤ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、監査等委員である取締役に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを社内規程等において禁止することとしております。

(9) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項および監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行において、当社に対し、会社法第399条の２第４項に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該費用または債務が監査等委員である取締役の職務の執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

② 当社は、監査等委員である取締役が、独自に外部専門家を監査等委員である取締役の職務の執行のために利用することを求めた場合、その費用を負担することとしております。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および反社会的勢力排除に向けた整備状況

① 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断し、これらの団体からの要求を断固拒否すると共に、これらの団体と関わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行いません。

また、所轄の警察署、顧問弁護士等の外部専門機関と連携に努め、全社を挙げて毅然とした態度で対応します。

② 社内規程等の整備状況

当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」において、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）および使用人は、反社会的勢力からの不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行う旨を規定しております。

③ 社内体制の整備状況

ア．対応統括部署および不当要求防止責任者の設置状況

当社は、経理総務ユニットに反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的に管理する体制としております。

イ．外部の専門機関との連携状況

当社は、所轄の警察署、顧問弁護士のほか、暴力追放運動推進センターおよび公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部専門機関との連携を平時においても図ります。

ウ．反社会的勢力に関する情報の収集および管理の状況

当社は、経理総務ユニットにおいて、定期的に外部専門機関から情報を入手し、社内に周知すると共に、入手した情報の管理をしております。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況】

(1) 内部統制システム全般

当社および子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社のグループ内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

(2) コンプライアンス

当社は、当社および子会社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、当社は「グループコンプライアンス管理規程」により相談・通報体制を設けており、子会社においても「コンプライアンス管理規程」を整備、運用することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

(3) リスク管理体制

グループ統括戦略会議において管理部門のリスク抽出結果を報告し、リスク情報の共有および周知を行っているほか、コンプライアンス違反を伴う等社内ルールを逸脱するような事案、重大な事故に繋がる可能性のある事案等が発生した場合には、速やかにグループコンプライアンス委員会において対応できる体制を構築、運用しております。

(4) 内部監査

グループ内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社および子会社のグループ内部監査を実施しております。

(5)監査等委員会に関する取組み

① 監査等委員は、取締役会、グループ統括戦略会議等の重要な会議への出席等を通じ、取締役等から業務執行の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を行っております。

② 監査等委員会は、内部監査部門が行った監査に関する報告を受けるほか、内部監査部門と日常的にコミュニケーションを図り、当社グループ全体で効果的な監査が実施可能な体制を構築しております。

③ 監査等委員会での議題の中から関連ある議題につき、会計監査人や内部監査部門に説明を求める等情報の共有、連携を図っております。

【剰余金の配当等の決定に関する方針】

当社は、健全な事業活動を行う上で必要な内部留保を確保し、財務の健全性を維持しつつ、株主の皆様に対しましては、業績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。当社は剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めておりますが、期末配当の決定機関は株主総会といたします。また、毎年９月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨につきましても定款に定めております。

なお、期末配当金につきましては、１株あたり25円を予定しております。

（注） 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**2,756,793**	**流動負債**	**602,938**
現金及び預金	1,907,420	買掛金	40,995
受取手形及び売掛金	610,149	短期借入金	100,000
仕掛品	11,873	未払金	71,611
前払費用	75,260	未払費用	55,715
繰延税金資産	59,602	未払法人税等	56,771
その他	93,294	前受金	27,472
貸倒引当金	△807	預り金	110,182
固定資産	**1,087,853**	賞与引当金	79,624
有形固定資産	**281,540**	役員賞与引当金	8,100
建物附属設備	166,696	その他	52,466
工具、器具及び備品	114,843	**固定負債**	**55,037**
無形固定資産	**449,550**	退職給付に係る負債	3,743
ソフトウエア	428,193	役員退職慰労引当金	51,294
その他	21,357	**負債合計**	**657,976**
投資その他の資産	**356,763**	**純資産の部**	
投資有価証券	24,998	**株主資本**	**3,188,914**
敷金及び保証金	187,656	資本金	795,803
長期売掛金	142,560	資本剰余金	784,605
繰延税金資産	64,128	利益剰余金	1,909,386
その他	14,459	自己株式	△300,881
貸倒引当金	△77,039	**その他の包括利益累計額**	**1,087**
繰延資産	**3,331**	その他有価証券評価差額金	1,087
創立費	3,331	**純資産合計**	**3,190,001**
資産合計	**3,847,978**	**負債純資産合計**	**3,847,978**

連結損益計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		3,836,904
売上原価		1,104,058
売上総利益		2,732,845
販売費及び一般管理費		1,722,940
営業利益		1,009,905
営業外収益		
受取利息	84	
受取配当金	121	
未払配当金除斥益	76	
紹介手数料	189	
その他	674	1,145
営業外費用		
支払利息	534	
手形売却損	75	
為替差損	181	
創立費償却	1,175	
その他	165	2,133
経常利益		1,008,918
特別利益		
役員退職慰労引当金戻入額	96,071	96,071
特別損失		
ゴルフ会員権評価損	9,300	
貸倒引当金繰入額	71,280	80,580
税金等調整前当期純利益		1,024,409
法人税、住民税及び事業税	325,712	
法人税等調整額	3,873	329,585
当期純利益		694,823
親会社株主に帰属する当期純利益		694,823

連結株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	795,803	784,605	1,514,926	△125	3,095,209
当期変動額					
剰余金の配当			△300,363		△300,363
親会社株主に帰属する当期純利益			694,823		694,823
自己株式の取得				△300,756	△300,756
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	394,460	△300,756	93,704
当期末残高	795,803	784,605	1,909,386	△300,881	3,188,914

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△88	△88	3,095,121
当期変動額			
剰余金の配当			△300,363
親会社株主に帰属する当期純利益			694,823
自己株式の取得			△300,756
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,176	1,176	1,176
当期変動額合計	1,176	1,176	94,880
当期末残高	1,087	1,087	3,190,001

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月19日

株式会社アイ・アールジャパンホールディングス
取締役会　御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西川　浩司　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　天野　祐一郎　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社アイ・アールジャパンホールディングスの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・アールジャパンホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**584,589**	**流動負債**	**135,723**
現金及び預金	338,269	短期借入金	100,000
未収入金	158,196	未払金	12,253
未収還付法人税等	83,974	未払法人税等	10,730
繰延税金資産	2,099	賞与引当金	1,746
その他	2,048	その他	10,993
固定資産	**2,055,651**	**固定負債**	**2,077**
投資その他の資産	**2,055,651**	役員退職慰労引当金	2,077
投資有価証券	17,710	**負債合計**	**137,801**
関係会社株式	2,037,164	**純資産の部**	
繰延税金資産	777	**株主資本**	**2,506,090**
繰延資産	**3,331**	資本金	795,803
創立費	3,331	資本剰余金	1,516,208
		資本準備金	784,605
		その他資本剰余金	731,603
		利益剰余金	494,960
		その他利益剰余金	494,960
		繰越利益剰余金	494,960
		自己株式	△300,881
		評価・換算差額等	**△319**
		その他有価証券評価差額金	△319
		純資産合計	**2,505,771**
資産合計	**2,643,572**	**負債純資産合計**	**2,643,572**

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
営　業　収　益		
受　取　配　当　金	408,212	
経　営　指　導　料	242,988	**651,200**
営　業　費　用		**136,348**
営　業　利　益		**514,852**
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	33	
そ　の　他	424	457
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	534	
創　立　費　償　却	1,175	
そ　の　他	165	1,875
経　常　利　益		**513,434**
特　別　利　益		
役員退職慰労引当金戻入額	4,155	4,155
税引前当期純利益		**517,589**
法人税、住民税及び事業税	41,990	
法　人　税　等　調　整　額	△1,087	40,903
当　期　純　利　益		**476,685**

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	795,803	784,605	1,031,966	1,816,571	18,275	18,275
事業年度中の変動額						
剰余金の配当			△300,363	△300,363		
当期純利益					476,685	476,685
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	－	－	△300,363	△300,363	476,685	476,685
当期末残高	795,803	784,605	731,603	1,516,208	494,960	494,960

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△125	2,630,524	－	2,630,524
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△300,363		△300,363
当期純利益		476,685		476,685
自己株式の取得	△300,756	△300,756		△300,756
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△319	△319
事業年度中の変動額合計	△300,756	△124,434	△319	△124,753
当期末残高	△300,881	2,506,090	△319	2,505,771

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月19日

株式会社アイ・アールジャパンホールディングス
取締役会　御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西川　浩司　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　天野　祐一郎　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社アイ・アールジャパンホールディングスの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第３期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第３期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月22日

株式会社アイ・アールジャパンホールディングス　監査等委員会

監査等委員　富松　圭介　㊞

監査等委員　家森　信善　㊞

（注）監査等委員家森信善は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

なお、監査等委員でありました木村紘一郎は、逝去により退任されました。

以　上

株主総会会場ご案内図

当社本店会議室(霞が関ビルディング26階)
電話 東京(03)3519-6750

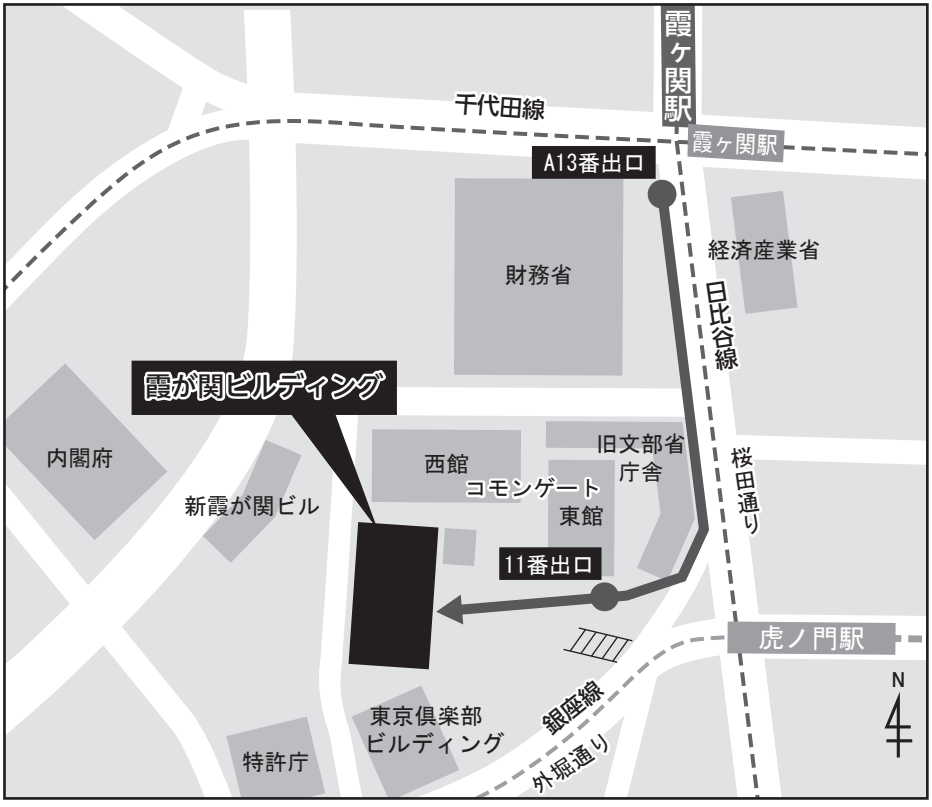

虎ノ門駅よりお越しの方

東京メトロ銀座線　「虎ノ門」駅下車
11番出口より徒歩約２分

霞ヶ関駅よりお越しの方

東京メトロ千代田線・日比谷線・丸ノ内線　「霞ヶ関」駅下車
A13番出口より徒歩約５分

○会場には駐車場の用意がございませんのでご了承ください。